# 2017年2月発行

発行:さわやか市民自治



## 教育委員会が市民の意向や国の見解を軽視して、 公の場ではたった1度の議論で強行決定

市立中央図書館への指定管理者制度導入ついて、昨年行われた パブリックコメント(以下パブコメ)に計379件の意見が寄せ られ、その内367件、実に97%が反対の意見でした。

そして、図書館長の諮問機関である図書館協議会も「現行の中 央図書館を直営で運営し、指定管理者が運営する地区館も含め全 館を統括する運営体制は適切なものであり、継続を望む」との意 見を表明しています。

また、国でも「教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、

司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である」との地方団体からの意見を 踏まえ、自治体の業務改革の実施状況を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する「トップ ランナー方式」の対象から、昨年12月に図書館や児童館等5業務を外しました。

しかし1月12日、教育委員会は市立中央図書館への3年後の指定管理者制度導入方針を4対 1で決定してしまいました。この間、パブコメに寄せられた意見についての公の場での議論は、 12月26日の臨時教育委員会1度限りです。それ以外は全て非公開で行っているため、どのよ うな議論が行われたのか市民は知ることが出来ません。97%の市民の意向を無視して、指定管 理者制度を導入すべきとの結論を、教育委員会がどのように導き出したのか納得できる説明が 12日に語られることはありませんでした。市民不在の教育委員会のあり方について今後質して いきたいと考えます。みなさんのご意見を間宮みきにお寄せください。

#### ストップ!指定管理者制度 東久留米市中央図書館の直営を守ろう!!

導入までには3年間あります。市民の声で決 定を覆すことは可能です。

市民のための図書館をともに考え、声をあげて いきましょう

講演 松岡 要氏

(元日本図書館協会事務局長)

日時 3月4日 (土) 13:30~

会場 東久留米市立中央図書館 視聴覚ホール

主催 東久留米の図書館を考える会

(電話 042-477-7890)

資料代 300円

しかし、 罪(共某程)。こう† ^・・・ 話し合いやメールジ受信だけで罰せられる可能性のある「「テロ等準、1911年)」。 (共謀罪)」を立法することなく批准は可能であると 、府は改正の根拠として、 日本弁護士連合会は新たな「テロ等準備罪 へ の 批准に必要なことをあげて 「国際組織犯罪 います。

どが対象とされる危険性があります。

に委ねられる部分が大きく、

市民団体や労働組合な

織犯罪集団に限定としていますが、捜査当局の判断

各党の代表質問に

を新設する組織犯罪処罰法改正案について、

「共謀罪」

一の名称を改めた

「テロ

り得ない」と述べました。

6した。しかし、捜査対象を組般の方々が対象となることは

#### 間宮みきの12月議会の一般質問などから

#### 並木市長が陳謝

保育園の建設予定地だった旧市営西第10自 転車等駐車場用地の保育園建設断念に伴う返 還に関し、市長は市議会や市民に多大な迷惑を かけたとして陳謝しました。

9月に建設断念が決定して以降、市の対応が不 十分だったため、市長に対し土地所有者より 11 月 30 日に内容証明書が届き、賃貸料の支払い や返還に伴う原状回復が請求され、議会の最終 日に急きょ予算が提案されました。

以下、経緯を抜粋して記ましたが、あまりにも 無責任な市政の進め方で、予算の提案理由についても納得出来る内容ではないと考え、私たち 市民自治フォーラムは反対をしました(反対:市民 自治フォーラム、共産、宮川議員 賛成:自民、公 明、民進、桜木議員)。男女平等センターの賃 貸借契約も今年度で更新出来なくなるなど、長 年、市に協力してくださった地元の方々との信 頼関係が崩れているのではと残念な思いです。

市が11月30日に受理した内容証明書 ①改めて市の自転車等駐車場として活用すること。活用しないのであれば②土地賃貸借契約に基づく原状回復(駐車場から更地に)、③2016年5月から撤去が完了するまでの賃貸料の支払いについて書面による回答を求める

\*土地所有者とは、5月から保育園を開設するまでの土地 使用料は支払わなくても良い。保育園建設工事を行う ので、駐車場の撤去工事を市が行う必要はないという 口約束をしていたが、書面はないとの市の説明。

市が11月18日と12月2日に行った弁護士相談 弁護士は土地所有者の②③の要求について、妥当であ るとの見解

\*支払根拠となるはずの弁護士相談に、18日は主査1人、 2日も課長と主査のみで理事者は出席せず。 また相談カードも存在しないとの市の説明。

予算内容 旧市営西第10自転車等駐車場用地の返還に関し6,942,000円を支出。財源は財政調整基金 内訳

\*2016年5月~12月の借地料相当額184万円 (23万×8か月分)

\*自転車等駐車場撤去工事費 441万2千円

\*工事が終了するまでの土地使用料 69 万円 (23 万×3 か月分)

#### 資料の見方も恣意的!? 職員だけの検討に異議あり

前市長当時「東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会」は、「中央児童館は直営を堅持し、中核的存在として指定管理者が運営する各児童館への助言や合同行事の企画等を行うべき」との結論を出しました。しかし、並木市長は、中央児童館の運営方法を本来の子どもを主体にした視点ではなく、行革の視点から、市職員だけで検討。形式的なパブリックコメント(以下パブコメ)の実施だけで、市民参加による議論の場を設けません。市民不在の市政運営には問題があると考え質しました。

間宮:2010年に市民懇談会が出した結論を変更するのであれば、改めて市民参加の懇談会を行い検討すべきと考える。何故、市職員だけの検討で済ませようとするのか。

子ども家庭部長:2016年3月、市民参加の財政健全経営検討会議からの答申を受け『財政健全経営に関する基本方針』を策定。それに基づき作成した『実行プラン』の中で、中央児童館の運営方法も「民間活力の導入による行政サービスの維持向上」に位置付けた。またニーズ把握の利用者アンケート\*1や、児童館運営の市の方針(案)に関する、パブコメで、市民意見の募集を行っている。

※1 アンケートには中央児童館の指定管理者制度導入 の是非に関する設問はありませんでした。

間宮:今回の検討は指定管理者導入ありきであった。例えば『検討委員会の報告書』では「多摩地域26市の児童館運営形態の現状」として「直営のみが12市、直営と民営が8市、民営のみが5市、児童館の無い自治体が1市であり、民間活力を導入している自治体が半数以上を占めている」と記載されている。ところが請求した資料\*2に対する私の印象は「直営がすごく多い」というものだった。報告書も間違いではないが、市民が検討委員にいれば、報告書の表現にはならなかったのではと考える。このことからも庁内だけで検討すべきではないと指摘するが見解を。

市長:利用者アンケートでニーズ把握をし、パブコメも行っている。この進め方で進めていく考えである。

間宮:パブコメを行うなら、適切な情報提供をすべき。 更に、本年 12 月に国も「子育て支援機関として重要な役割を有し、保育所や学校等との連携も重要」「専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある」ことを理由に多くの自治体が指定管理者は児童館には なじまないとし指摘したのを受け、トップランナー方式の対象から児童館も外した。改めて、市民参加で検討することを求める。

※2 請求した資料

2015年度26市児童館運営形態一覧表 抜粋

	直営	民間委託	指定管理	民設民営
直営のみ 11 市(42%)	63	_	1	
民営のみ 5市 (19%)	_	2	15	1
直営と民営 9 市(35%)	42	6	12	0
児童館なし 1市 (4%)	_	_	_	_
슴計	105	8	27	1

### センター利用に支障 市役所内に男女平等推進センター移転

イトーヨーカドー向いにある東久留米市 男女平等推進センターが契約更新できず、 2017年4月から市役所2階に移転することになりました。現センターは夜間や土 日・休日の利用が可能でしたが、移転後の開所は原則市役所開庁時の平日の9時~17時だけとなり、市民の利用が従来に比べ大きく制約されてしまいます。市民への会議室の貸し出しも無くなります。改めて移転も含め検討することを求め本会議及び総務委員会で質問しました。

間宮:13年間、近隣に比べて安価な条件でお借りしていた。また、市が示したハローワークを現センター内にいれる提案は、先方にとって明らかな条件変更であった。交渉が難航することは容易に予測されたはず。市の契約更新に臨む上での認識が甘かったのではないか。市民の意見を十分に反映出来ない状況で移転せざるを得なくなった責任は市にあると考えるが。

市民部長:施設の返還に至るとは想定していなかった。

市長:以前の形から変わっていくことについては、 致し方ない部分があったとしても、やはり行政として は、継続性という部分では変更点があるということで は、申し訳ないという思いは持っている。

間宮:市長は、しんかわ保育園の民間化計画の変更に 関しても、指摘されてやっとお詫びという対応を前議 会でとられた。今回も同じことを繰り返している。市 民に対する対応について、改めるべきと指摘する。

間宮:今回の案では、例えば「選挙管理委員会が使っていなければ選挙管理委員会の7階会議室を使用できる」とするなど、センター独自の占有スペースが全くない。例えば、2階にある現在の広報控室をセンターの占有スペースに出来ないのか。

管財課長:マップキャビネットの移動場所として考えている。

※現在マップキャビネットは生活文化課の前の廊下に設置されています。マップキャビネットを広報控室に移動することが男女平等推進センターの占有スペースの確保より優先される理由は見当たりません。並木市政はセンター機能を軽視しているとしか思えません。今後も再考を求めていきます。

なお、東久留米市男女平等推進市民会議に、今回の移転によって生じる課題の抽出と、移転も含めた解決策を検討することを諮問するよう求める「付帯決議」を提出しましたが、賛成少数で否決されました。

(提出:市民自治フォーラム、賛成:共産、反対:自民、公明、民進、宮川議員、桜木議員)

#### 間宮みきの一般質問をご覧ください

現在、東久留米市議会の録画映像がインターネット により配信されています。

是非、間宮みきの質問をご覧頂き、感想やご意見を お聞かせください。

東久留米市議会映像配信【間宮みきの質問】 http://www.higashikurume-city.stream.jfit.co.jp/?t pl=speaker\_result&speaker\_id=33

27 16 14 7

17

取終日 21

23

日

15

日

常任委員会

日日

本会議最終

日

10

日

一般質問

総括代表質問

(M470‐7789)なお、詳細は議会事務局へお問合せください。是非、傍聴にお越しください。

ロ 施政方針・上程・即決・付託第1回定例議会日程(予定)

6月日

#### 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が始まります

本年4月より、要支援者等の方々が利用できるサービスが変わります。なお、要介護1~5の方々のサービスに変更はありません。

既に要支援1・2の認定を受け、介護予防訪問・介護予防通所のサービスを利用されている方は、新しい総合事業への変更を希望されない限り、次の更新までは同じサービスを利用することが可能です。

2017年3月まで	2017年4月から
介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)	総合事業型予防訪問介護 <sup>※1</sup> + 【新】支援強化型訪問介護 <sup>※2</sup> 【新】支え合い訪問介護 <sup>※3</sup>
介護予防通所介護 (デイサービス)	総合事業型予防通所介護 <sup>※1</sup> + 【新】支援強化型通所介護 <sup>※2</sup> 【新】支え合い通所介護 <sup>※3</sup>

総合事業型の介護予防訪問・通所介護が利用できる対象者は介護認定で要支援1、要支援2の方で身体介護が必要な方及び認知症の症状が見られる等の理由で支援強化型サービスの利用が適切ではないと判断された方です

支援強化型の介護予防訪問・通所介護を利用できる対象者は介護認定で要支援1、要支援2の方、 非該当になった方、基本チェックリストで生活機 能の低下がみられた方です

- ※1総合事業型は現在、介護予防訪問・通所介護で提供されている内容と同様のサービスです。利用料金は変わりません。
- ※2支援強化型は3ヵ月間、通常のホームヘルプサービスやデイサービスに加え、月に1度リハビリ専門職の方が、サービス提供場所へ訪問し、日常生活動作や介護予防に関する助言を行います。利用料金は変わりません。3ヵ月経ったところで、支え合い訪問介護・通所介護の利用がその後も必要かどうか判定します。生活機能に改善がみられた方は、訪問介護・通所介護の利用を停止し、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業や地域で行われているミニデイや体操グループなど、インフォーマルなサービスを紹介します。
- ※3有資格者及び事業所等で一定の研修を受けたスタッフによるサービスです。現在、介護予防訪問・通所介護で提供されている内容と同様のサービス(身体介護は除く)です。利用料金は安くなります。

介護保険制度や新しい総合事業に関するお問合せや相談は、介護福祉課(042-470-7777)もしくはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。

東部地域包括支援センター(上の原・金山町・神宝町・氷川台・大門町・小山・東本町・新川町・浅間町) 042 - 473 - 9996

中部地域包括支援センター (本町・幸町・中央町・南沢・学園町・ひばりが丘団地、南町・前沢 1 ~ 3 丁目) 042 - 470 - 8186

西部地域包括支援センター(前沢4・5丁目・滝山・野火止・八幡町・柳窪・弥生・下里)

042 - 472 - 0661 ゆ め の ある あした 未来を A

☆何かお困りのこと等ありましたら、間宮みきにお声掛けください。

## 間宮みき 事務所

〒203-0013 東京都東久留米市新川町1-5-2

電話: 042-472-6189/FAX: 042-472-6193

E-mail: sawayaka-miki@mbk.nifty.com HP: http://www.sawayaka-miki.com/